

第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（本章追加、昭五三法律三〇）

（国際出願による特許出願）

第一八四条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下この章において「条約」という。）第十一条(1)若しくは(2)(b)〔国際出願日及び国際出願の効果〕又は第十四条(2)〔国際出願の欠陥〕の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四条(1)(ii)〔願書〕の指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願（以下「国際特許出願」という。）については、第四十三条〔パリ条約による優先権主張の手続〕（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。（改正、平一四法律二四）（実）
 （本条追加、昭五三法律三〇）

〔趣旨〕

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は、国際出願日が認められると各指定国において国際出願日から正規の国内出願としての効果を有するとされ、国際出願日は各指定国における実際の出願日とみなされること（PCT 一条(3)）から、我が国において特許を受けようとして我が国を指定国に含む国際出願であつてPCT 一条(1)若しくは(2)(b)又は

一四條(2)の規定に基づく国際出願日が認められたものは、PCT二一條(3)、特許法二六條の規定により当然に特許法による特許出願としての効力を有することとなる。このような効力を有する我が国を指定国を含む国際出願を国内出願と同じように特許法上の手続につなげるために設けたのが本条である。また、本条の規定により我が国に対する特許出願とみなされる国際出願（以下「国際特許出願」という）の内容は、まず国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されたものにより特定されることが明確にされている。

一項の規定により特許出願とみなされた国際出願であっても、PCT二一條(3)、一四條(1)(b)、(3)(a)又は(4)の規定により取り下げられたものとみなす旨の宣言を受けた国際出願、出願人が取り下げた国際出願、PCT一四條(3)(b)の規定により我が国の指定が取り下げられたものとみなす旨の宣言を受けた国際出願等は、PCT二四條(1)の規定により特許出願の取下げと同じ効果をもって消滅する。

PCTに基づく国際出願においても、特許出願等に基づく優先権の主張（昭和六〇年の一部改正）及びパリ条約による優先権の主張をすることが認められている（PCT八條(1)）。現行特許法は四三條（四三條の二第三項において準用する場合を含む。）においてパリ条約による優先権の主張の方法を定めているが、国際出願についてはPCTに基づく規則においてその主張の方法を規定している（PCT規則4.1(b)(i)、4.10(a)(b)及び17.1）ことから、その規定によることとし、二項において四三條（四三條の二第三項において準用する場合を含む。）は適用しないこととした。

なお、国際特許出願について適用しない規定の範囲は、平成一四年の一部改正前は、四三條のみであったが、同改正により四三條の二まで拡大されている。

国際出願における特許出願等に基づく優先権の主張については、一八四條の一五を参照されたい。

〔参 考〕

へ一九七〇年六月一九日にワシントンで作成された特許協力条約〕国際出願法一条参照。

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第一八四条の四 外国語でされた国際特許出願（以下「外国語特許出願」という。）の出願人は、条約第二条(xi)の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)「国際出願」に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。（改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平二法律三〇、平一四法律二四）

2 前項の場合において、外国語特許出願の出願人が条約第十九条(1)「国際事務局に提出する請求の範囲の補正」の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。（改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平六法律一一六）

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。（改正、昭六二法律二七、平六法律一一六、平一四法律二四）

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に、出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文

を更に提出することができる。(改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平二法律三〇、平六法律一一六)

5 第八十四条の七第三項本文〔日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正〕の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。(本項追加、平六法律一一六)

(本条追加、昭五三法律三〇)

〔趣 旨〕

PCTに基づく国際出願であつて国際出願日を認められたものは、各指定国において国際出願日から正規の国内出願としての効果を有することとされているが、PCTは一方で、出願人は指定官庁・選択官庁に対し、所定の期間内に翻訳文等の提出をしなければならない旨を規定することができる旨を規定する(PCT二二条・三九条)とともに、その手続が所定の期間内にとられないときは、国際出願の国内出願としての効果は指定国において当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅すると規定している(PCT二四条(1)(iii)・三九条(2))。このようなPCTの規定に対し、翻訳文の提出を求めないという選択も可能であるが、我が国においては、権利は日本語で設定されることとなつていふことから、我が国としては翻訳文を求めるとし、その旨を明確にするとともに、提出された翻訳文の取扱いについて定めたのが本条である。

一項は、翻訳文を提出する期限及び提出すべき翻訳文の対象を定めている。外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という)の出願人は、優先日から二年六月以内(二年六月の満了前二月から満了の日までの間に一八四条の五第一項に規定する書面を提出した場合に於ては、その提出の日から二月以内)に国際出願日における明細書、請求の範囲、図面の中の説明及び要約の日本語による翻訳文を提出しなければならない旨を規定している。

国際出願日における願書の翻訳文については、手続の簡素化の観点及び願書の様式は世界的に統一されたものであ

り、外国語特許出願であってもその翻訳文を提出するには及ばないことから、昭和六〇年の一部改正により提出を要しないこととした。また図面の翻訳文については、昭和五九年二月のPCT同盟総会の決定によりPCT二条(1)に規定する所定の翻訳文の内容及び提出手続等が明確化された(PCT規則^{49,5})ことに伴い、昭和六〇年の一部改正で図面については図面の中に説明がある場合に限り、その図面の中の説明の翻訳文を提出することとし、図面中説明を除く部分については翻訳文として提出する必要がないこととした(一八四条の六を参照)。なお、要約の翻訳文は、平成二年の一部改正において国内出願をする際に要約書を提出することを義務付けた(三六条二項)ことに伴い、提出すべきこととしたものである。

一項は、また、PCT二二条及び三九条の規定に準拠して外国語特許出願については、日本語による翻訳文の提出を求めるとともに、その提出の期限としてPCT二二条(1)、(2)及び三九条(1)(a)によることとし、PCT二二条(3)及び三九条(1)(b)は選択しない旨を明らかにしている。我が国では、従前、国際特許出願についての翻訳文の提出期間は、国際予備審査請求の有無にかかわらず一律に優先日から一年八月とすることとしていたが、昭和六二年の一部改正により、従前留保していたPCT三九条(1)(a)の規定を適用することとしたことに伴い、優先日から一年七月以内に国際予備審査の請求をし、かつ、我が国を選択国として選択した国際特許出願の翻訳文の提出にあっては、優先日から二年六月以内とすることとなった。

さらに、国内移行期間として二〇月と三〇月とが存在する制度の下で、PCTを利用する出願人は、国内移行の判断に要する期間として二〇月ではなく三〇月の期間を得るために国際予備審査の請求をするという事態が少なからず発生しており、毎年一〇パーセント以上の伸び率で増加する出願件数とあいまって、日・米・欧の特許庁では、予備審査報告の作成負担増大という問題を抱えていた。そこで、国内移行期間の三〇月を得ることを目的とした国際予備審査請求の抑制を図るため、PCT二二条に規定する国内移行期間の二〇月を三〇月とする改正が、平成一三年九月のPCT同

盟総会において採択された。これに伴い、平成一四年の一部改正により、国際特許出願の翻訳文の提出期限を国際予備審査の請求の有無にかかわらず一律に優先日から二年六月とした。

また、出願人が国内段階に移行するための判断は、特許権取得の可能性、事業化の可能性を含めて慎重に行うため、多くの出願の場合、この最終的な判断が国内移行期限の間近になるということが少なくない。この場合、国内出願の際に提出が必要となる翻訳文の作成期間が圧迫されることになり、代理人の負担が増大するとともに、品質の十分でない翻訳文が提出される要因となっている。このような翻訳文は、審査効率を著しく低下させるもので、特許庁の審査処理の遅延の一因となるばかりか、公開情報として頒布されても却って技術内容の把握等に支障をきたすこととなる。PCT二二条(2)及び三九条(1)(b)は、国内法令により、翻訳文等の提出期間としてPCT二二条(1)及び三九条(1)(a)に定める期間より遅いときに満了する期間を定めることができると規定しており、これに基づき、審査効率の向上かつ審査処理の促進を図るため、国内移行手続である一八四条の五第一項に規定する書面の提出から二月以内に翻訳文を提出できるととした。

この国際特許出願の翻訳文の提出期限及びただし書により延長された翻訳文の提出期限は、他の条文において頻繁に引用されることから、それぞれ「国内書面提出期間」「翻訳文提出特例期間」との略称規定を設けた。

二項は、PCT一九条に基づく補正を行った場合は、一項において規定する国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる旨を規定したものである。

本項は、既に不要となった請求の範囲についてまで出願人に翻訳文の提出を求めるのは望ましくないという趣旨から設けられたPCT規則49.5(Cの2)(平成三年七月のPCT同盟総会において採択されたが、我が国は同規則49.5(1)の規定に基づき、これを適用せずにいた。)を踏まえ、平成六年の一部改正において新設された規定であり、本項により、国際調査報告の結果等を考慮し、国際出願日における請求の範囲をPCT一九条に基づき補正した出願人は、必要がなければ国際出願

日における請求の範囲の翻訳文を提出しなくてもよいこととなった。

なお、一八四条の八第一項の規定により提出する「補正書の翻訳文」とは異なり、本項では、国際出願日における請求の範囲の翻訳文が提出されない場合が生じるため、「補正後の請求の範囲の翻訳文」を提出すべきこととした。

三項は、翻訳文の提出がない場合の国際特許出願の取扱いについて規定したものであり、明細書の翻訳文及び前二項の請求の範囲の翻訳文のうちいずれかが一項に規定する期間内に特許庁長官に対し提出されなかったときは、当該国際特許出願は取り下げられたものとみなす旨を規定している。この規定はPCT二四条(1)(iii)及び三九条(2)の規定に準拠したものであり、PCT二四条(2)及び三九条(3)は選択しないこととした。なおPCT二六条は、国内出願に認めている範囲内で国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなくPCT及びPCT規則に定める要件を満たさないことを理由としてその国際出願を却下してはならないと規定しているが、翻訳文の提出については、外国語書面出願の翻訳文の未提出の場合と同様(三六条の二第三項)、補充の機会を与えていない。また、国際出願日における国際出願に図面が含まれているにもかかわらず、図面の中の説明の翻訳文の提出がない場合に取下げられたものとならないのは、国際出願日に図面が提出されれば、その図面(図面の中の説明を除く)をもって現行特許法上の図面が提出されたことになる(一八四条の六第二項)からであり、四項の規定により図面の中の説明の翻訳文の提出がないときは、図面の中の説明はないものとして扱えば十分だからである。また、同様に、要約の翻訳文の提出がない場合に取下げられたものとならないのは、要約の翻訳文は、国内出願の要約書と同様、もっぱら技術情報として用いることをその目的とするものであるため、提出がない場合には、出願人に手続の補正を命じて(一八四条の五第二項)提出させれば、それで足りるためである。

なお、平成一四年の一部改正において、本条第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、第一項ただし書の外国語特許出願については、翻訳文提出特例期間内に翻訳文が提出されなかったときは出願は取下げられたものと

みなすこととした。

四項は、二項と同様に平成六年の一部改正において新設された規定であり、国際出願日における請求の範囲の翻訳文が既に提出された後のPCT一九九条に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文の提出について規定したものである。この規定により、出願人は、一項に規定する国際出願日における請求の範囲の翻訳文を既に提出した場合であっても、国内処理基準時の属する日までであれば、更にPCT一九九条に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文を提出できる。

五項は、二項又は四項に規定するPCT一九九条に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出されなかった場合の効果について規定したものであり、従来と同様に、その補正はされなかったものとみなす旨を規定したものである。

なお、平成六年の一部改正前は、旧四項において、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面の中の説明に記載されている事項であっても、それらの翻訳文（出願翻訳文）に記載されていない事項については、我が国に関する限り、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲に記載されていなかったものと、又は図面の中の説明がなかったものとして取り扱う旨を規定し、その後に出願翻訳文の範囲を拡大するような訂正は認めないこととしていた。しかしながら、平成六年の一部改正においては、外国語書面出願制度の導入に伴い、外国語特許出願についても誤訳の訂正を認めることとしたため、旧四項を削除した。（併せて、一定期間内に限り、一旦提出した翻訳文の全部を差し替えて新たな翻訳文を提出することを認めていた旧三項も削除した。）

〔字句の解釈〕

〈優先日〉国際出願が優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日（二以上の優先権の主張を伴う場合には最先の出願の日）であり、優先権の主張を伴わない場合には、国際出願日である（PCT二条(ii)参照）。

（書面の提出及び補正命令）

第一八四条の五 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 発明者の氏名及び住所又は居所

三 国際出願番号その他の経済産業省令で定める事項

(改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇)

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 前項の規定により提出すべき書面を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

二 前項の規定による手続が第七条第一項から第三項〔未成年者、成年被後見人等の手続能力〕まで又は第九条〔代理権の範囲〕の規定に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が経済産業省令で定める方式に違反しているとき。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間〔前条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間〕内に提出しないとき。(改正、平一四法律二四)

五 第九十五条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

(改正、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平二法律三〇、平一一法律一六〇)

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を却下することができる。(改正、平六法律一一六、平八法律六八) 関

(本条追加、昭五三法律三〇)

〔趣旨〕

PCTは、国際出願日を認められた国際出願が各指定国においてその国の国内出願と同一の効果を維持していくため、出願人に対し所定の期間内にその指定国のための国内手数料を納付することを要求することができることとし（PCT二二条）、その納付がなかったときは、指定国において、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅する（PCT二四条(i)(ii)）旨規定している。またPCTは、国内法令は、国際出願がその形式又は内容についてPCT及びPCT規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない旨を規定する（PCT二七条(1)）。一方で、指定国の国内法令が発明者の氏名を届け出ることを義務付けることを妨げてはいない（PCT二七条(2)）。

これらの条約の規定を実施するとともに、PCT二二条に規定する手続を行う主体、対象等を明確にするため、国際出願の表示、発明者、出願人及び代理人に関する事項を記載した所定の様式による提出書の提出を義務付けたのが本条である。

一項は、出願人は国内書面提出期間内に、発明者の氏名等を記載した書面を提出しなければならない旨を規定している。この書面は、発明者の氏名等の届出書であるとともに、国内手数料の納付書等の性格を有するものである。なお、従来は、外国語特許出願の場合は翻訳文の提出書としての性格を有するものであることから、提出時期に差異を設けたが、昭和六二年の一部改正により、日本語でされた国際特許出願（以下「日本語特許出願」という）の場合とこの書面の提出期間が、実質的に同一になったこと等の理由から、両者を区別することなく一律に国際特許出願として規定することとした。

また、平成八年の一部改正では、一号中から「法人にあつては代表者の氏名」を削除し、改正前の二号「提出の年月日」を削除した（改正理由は三六条の「趣旨」参照）。

さらに、平成一〇年の一部改正において、旧二号「発明の名称」を削除するとともに、国際出願と本条に基づく国内書面との結合を表すために、旧四号において、「国際出願日その他の通商産業省令で定める事項」として記載を求めた「国際出願日」と「国際出願番号」のうち、国際出願の特定に当たり「国際出願日」の記載は不要であるとし、旧四号を「国際出願番号その他の通商産業省令〔現経済産業省令〕で定める事項」とし三号とした（改正理由は三六条の「趣旨」参照）。

二項は、国際特許出願についての手続の補正の特例について規定したものである。国際特許出願の場合は、我が国の特許庁以外の受理官庁に対し出願がされた場合でも国際出願日における特許出願とみなされ、一項による手続がされなくても我が国の特許庁に出願が係属していると考えられること、国内出願には類似の手続がない一項の書面の提出手続があることから、その手続の補正について、一七条三項の補正に加えて特別の補正事由を設けることとしたものである。

一号は、一項の書面が所定の期間内に提出されなるときは補正命令の対象とすることを規定したものであり、国際特許出願について出願人が指定官庁としての我が国の特許庁に対する手続を全く行っていない場合であっても補正命令の対象とする趣旨である（本号による補正命令は、五号による補正命令と同時に進行されることとなる）。なお、外国語特許出願の場合は、明細書及び請求の範囲の翻訳文が所定の期間内に提出されなるときは出願が取り下げられたものとみなされるため、翻訳文が提出されていることが本号の補正の対象となるための前提である。

二号は、一項の規定による書面の提出手続について、未成年者または成年被後見人が法定代理人によらずに手続をした場合等、七条一項から三項までの規定に違反した場合又は復代理人の選任について授権されていない代理人が復代理人を選任し、その復代理人が手続をした場合等、九条の規定に違反した場合が補正命令の対象となることを規定したものである。

三号は、一項の規定により提出された書面に様式上の瑕疵がある場合等、手続に方式上の違反がある場合が補正命令の対象となることを規定したものである。

四号は、一八四条の四第一項により外国語特許出願について要約の翻訳文を提出すべきことを義務付けたことに伴い、要約の翻訳文が所定の期間内に提出されないときは、補正命令の対象とすることとしたものである。これは、国内出願において要約書が提出されないときを補正の対象としていることに対応したものである。なお、外国語特許出願の場合は、明細書及び請求の範囲の翻訳文が所定の期間内に提出されないときは、出願が取り下げられたものとみなされるため、翻訳文が提出されていることが本号の補正の対象となるための前提である。

なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては要約の翻訳文についても、翻訳文提出特例期間内に提出ができることとした。

五号は、一九五条二項により国際特許出願について国内出願と同額の手数料を納付すべきことを義務付けたことに伴い、その納付が所定の期間内にされないときは、補正命令の対象とすることとしたものである。これは現行特許法が手続について納付すべき手数料が納付されないときを補正の対象としていることに対応したものであり、日本語特許出願の場合は、出願人が指定官庁としての我が国の特許庁に対する手続を全く行っていない場合であっても、補正命令の対象とする趣旨である。なお、外国語特許出願の場合は、明細書及び請求の範囲の翻訳文が所定の期間内に提出されないときは、出願が取り下げられたものとみなされるため、翻訳文が提出されていることが本号の補正の対象となるための前提である。

三項は、出願人が二項による補正命令に応じた補正をしないときは、国際特許出願を却下することができる旨を規定したものである。補正命令に応じなかった場合に手続を却下とせずに出願自体を却下としたのは、かりに手続を却下と

した場合には、一項の規定による書面の提出手続が却下となった場合であっても、当該書面の提出がない場合として二項一号により再度補正の命令をする必要が生じてくることとなり、補正命令が重複することとなるので、そのような重複する補正命令を回避するために出願を却下とすることとしたものである。

なお、二項に規定されたもののほかに、翻訳文の提出手続に瑕疵がある場合等について一七条三項の補正の規定が適用されるのは当然である。

また、従来の三項では、補正をする際には手続補正書によりしなければならぬ旨を定めた一七条四項の規定を準用していたが、こうした規定を置かなくても、二項の規定により手続の補正をする場合には当然一七条四項が適用されると考えられるため、平成六年の一部改正において旧三項を削除し、四項を三項に繰り上げた。

さらに、平成八年の一部改正において、三項に規定する「無効」を「却下」に改めたが、これは一八条において「無効」を「却下」に改めたことと同趣旨である。

〔字句の解釈〕

- 1 〈経済産業省令で定める事項〉 国際出願番号、代理人の氏名又は名称等（施規三八条の三参照）
- 2 〈経済産業省令で定める方式〉 書面に一項に規定する記載事項が記載されていないこと、書面が所定の様式により作成されていないこと（施規三八条の五参照）

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第一八四条の六 国際特許出願に係る国際出願日における願書は、第三十六条第一項〔特許出願の願書〕の規定により提出した願書とみなす。（改正、昭六〇法律四一）

2 日本語でされた国際特許出願（以下「日本語特許出願」という。）に係る国際出願日における明細書及び外国

語特許出願に係る国際出願日における明細書の翻訳文は第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面並びに外国語特許出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。（改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平二法律三〇、平六法律一一六）

3 第八十四条の四第二項又は第四項〔条約第十九条に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文の提出〕の規定により条約第十九条(1)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正〕の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。（本項追加、平六法律一一六、改正、平一四法律二四）

（本条追加、昭五三法律三〇）

〔趣 旨〕

本条は、国際出願に関し提出された書類を特許法上の手続につなげるためにそれらの書類の特許法上の位置付けについて規定したものである。

一項は、日本語特許出願及び外国語特許出願の国際出願日における願書（昭和六〇年の一部改正により願書の翻訳文の提出は要しないこととした。一八四条の四の〔趣旨〕参照）は三六条一項の規定により提出した願書とみなす規定である。

二項は、日本語特許出願（昭和六二年の一部改正により、本条で定義することとなった）の国際出願日における明細書及び

外国語特許出願の国際出願日における明細書の翻訳文は三六条二項の規定により願書に添付して提出した明細書に、日本語特許出願の国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願の国際出願日における請求の範囲の翻訳文は三六条二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲に、日本語特許出願の国際出願日における図面及び外国語特許出願の国際出願日における図面（図面の中の説明を除く）及び図面の中の説明の翻訳文（一八四条の四の「趣旨」参照）は三六条二項の規定により願書に添付して提出した図面に、日本語特許出願の要約及び外国語特許出願の要約の翻訳文は三六条二項の規定により願書に添付して提出した要約書に対応するものとし、それらの書面をそれぞれ特許法上の願書等とみなす規定である。

三項は、PCT一九条の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文の特許法上の位置付けについて規定したものであり、平成六年の一部改正により新設された規定である。

従来は、外国語特許出願について提出されたPCT一九条に基づく補正書の翻訳文は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文が提出された後に提出されることから、旧一八四条の七第二項において当該補正書の翻訳文が提出されたときは一七条一項の規定による手続の補正がされたものとみなしていた。しかしながら、平成六年の一部改正において、出願人の選択により国際出願日における請求の範囲の翻訳文が提出されない場合が生じることとなったため、PCT一九条の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合には、国際出願日における請求の範囲の翻訳文の提出の有無にかかわらず、これを願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなすこととした。

外国語特許出願については、本条により明細書等の翻訳文が特許法上の明細書等とみなされることとなるが、この規定により外国語特許出願の内容が翻訳文に記載された内容とみなされるわけではない。この規定により、外国語特許出願の審査は、特許法上の明細書等とみなされた翻訳文を基礎においてすればよいこととなるが、一八四条の一八の規定により読み替えた四九条六号の規定にあるように、明細書等（翻訳文）に記載した事項が国際出願日における国際出願

の明細書等に記載した事項の範囲内でないときは拒絶の理由が生じることになる。

なお、平成一四年の一部改正において、三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正) 関

第一八四条の七 日本語特許出願の出願人は、条約第十九条(1)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正書〕の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条(1)の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。(改正、昭六二法律二七、平六法律一一六)

2 前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十条〔指定官庁への送達〕の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。(改正、平六法律一一六、平一四法律二四)

3 第一項に規定する期間内に日本語特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条(1)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正〕の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。(改正、平六法律一一六)

(本条追加、昭五三法律三〇)

〔趣 旨〕

本条は、日本語特許出願について、PCT一九条に基づいて国際事務局に対してされた補正が我が国において補正と

しての効果を有するために必要な手続と、その手続がとられたときの特許法上の効果について規定したものである。

PCT一九条は、出願人は国際調査報告を受け取った後、国際出願の請求の範囲について一回に限り、国際事務局に対し国際出願がされた言語で補正をすることができると規定しているが、この補正の取扱いについては各指定国の国内法令に委ねられている。したがって、本条においてこの補正の我が国における取扱いを規定したものである。

なお、現在の本条は、日本語特許出願についてされたPCT一九条に基づく補正のみを対象としているが、平成六年の一部改正前は、外国語特許出願についてされた補正についても本条においてその取扱い等を規定していた。しかしながら、外国語特許出願についてされたPCT一九条に基づく補正については、平成六年の一部改正において、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えてその翻訳文を提出することができることとし（一八四条の四第二項）、特許法上の位置付けについても一八四条の六第三項において規定することとしたため、本条の対象からは削除した。

一項は、補正書の写しの提出について規定する。PCT一九条に基づく補正は、その補正書を国際事務局に提出することにより行うものであるため、その補正を我が国において処理または審査するためには、その写しを特許庁長官に対し提出させることとした。また、その提出期間については、PCT一九条に基づく補正書の写しはPCT二二条に規定する国際出願の写しに含まれており、その提出が所定の期間内でないときは、PCT二四条(1)(iii)の規定により国際出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅することとなっていることから、一八四条の四第一項の翻訳文の提出期間と同しく国内処理基準時の属する日までとした。なお、PCT二〇条(1)(a)の規定によりPCT一九条に基づく補正書の写しは、国際事務局から我が国に送達されることとなっていることから、国内処理基準時までにはその送達があった場合は、出願人からのその写しの提出の有無にかかわらず、その送達された写しにより補正がされたものとみなすこととした（二項ただし書）。

また、提出された補正書の写しの効果については、PCT上なら規定されておらず、各指定国の法令に委ねられて

いると解されることから、我が国の場合は、これにより一七条の二第一項の補正がされたものとみなすこととした（二項本文）。なお、従来はこの補正書の写しにより一七条一項の補正がされたものとみなしていたが、平成六年の一部改正において一七条及び一七条の二の規定を改正したことに伴い、本項のように改め、併せて補正の時期的制限の例外を規定していた旧四項を削除した。また、平成一四年の一部改正において、三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、二項にも若干の修正が加えられた。

出願人により前記写しが国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に対し提出されず、かつ、補正書の写しが国際事務局からその期間内に送達されなかったときは、PCT一九条に基づいて国際段階でされた補正は、我が国に関する限りなら効力を有しないものとした（三項）。この補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に対し提出しないことは、国際出願の我が国における効果にはなら影響を及ぼすものではない。

なお、昭和六二年の一部改正により基準時を国内処理基準時と改正したことは、一八四条の四の「趣旨」を参照されたい。

（条約第三十四条に基づく補正）

第一八四条の八 国際特許出願の出願人は、条約第三十四条(2)(b)〔国際予備審査機関における手続〕の規定に基づく

補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(2)(b)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。（改正、平六法律一六〇）

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がさ

れたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)(a)〔国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達〕の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。(本項追加、平六法律一六、改正、平一四法律二四) 関

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。(本項追加、平六法律一六) 関

4 第二項の規定により外国語特許出願に係る願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正は同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。(本項追加、平六法律一六、改正、平一四法律二四)

(本条追加、昭五三法律三〇、改正、昭六二法律二七)

〔趣旨〕

本条は、PCT三四条(2)(b)の規定に基づいて国際出願についてされた補正が、我が国において特許法上の補正としての効果を有するために必要な手続と、その手続がとられたときの特許法上の効果について規定したものである。

PCT三四条(2)(b)の規定による補正(以下「三四条補正」という)は、PCT一九条の規定による補正(以下「一九条補正」という)と比較した場合、次の点で相違している。

- (1) 一九条補正が請求の範囲だけの補正であるのに対し、三四条補正の場合は明細書、請求の範囲及び図面のすべてについて補正ができること。
- (2) 一九条補正の写しが出願時の国際出願と一緒に国際事務局から送達されるのに対し、三四条補正は国際予備審査

報告の付属書類として国際事務局から送達されること（一の用紙全体を削除する場合には、その旨国際予備審査報告中に記載され、翻訳されて国際事務局から送達される。PCT規則^{70.11}）。

(3) 一九条補正の翻訳文がPCT二条の所定の翻訳文に含まれ、出願人は同条に定める一定の期限までに提出しなければならぬとされているのに対し、三四条補正（一の用紙全体を削除する場合を除く）の翻訳文は通常は、PCT二条の所定の翻訳文とは別個に、その補正がされてから一定の期間内に送付しなければならないとされていると。

しかしながら、三四条補正については、PCT三四条(2)(b)に出願人は補正をする権利を有すると規定されており、また、PCT三六条(3)(a)に国際事務局が各選択官庁に送達すると規定していることから、選択国における効果については一九条補正と異なるものではないと解するのが妥当と考えられることから、一九条補正の場合と同様とすることとし、平成六年の一部改正前は、そのための読替えを本条において規定していた。しかし、平成六年の一部改正において、外国語特許出願についての一九条補正の取扱いが改正された（一八四条の四参照）ため、外国語特許出願についてされた三四条補正については、一九条補正と同様に取り扱うことができなくなった。このため、平成六年の一部改正では、読替え形式を改め、本条において三四条補正の我が国における取扱いを別途規定することとした。なお、三四条補正が図面に関する場合の当該補正書の翻訳文は、図面の中の説明だけでなく、補正された図面全体の翻訳文であることは言うまでもない。

また、平成一四年の一部改正において、三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

（国内公表等）

第一八四条の九 特許庁長官は、第八八四条の四第一項〔外国語特許出願の翻訳文提出〕の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間（第八八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後（国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条〔国際公開〕に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされているものについては、出願審査の請求の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。（改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平六法律一一六、平一一法律四一、平一四法律二四）

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号
- 三 国際出願日
- 四 発明者の氏名及び住所又は居所
- 五 第八八四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文（同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）及び同条第四項に規定する翻訳文に記載した事項、図面（図面の中の説明を除く。）の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項（特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）（改正、昭六〇法律四一、平二法律三〇、平六法律一一六）
- 六 国内公表の番号及び年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 3 第六十四条第三項「出願公開」の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。(本条追加、平二法律三〇、改正、平六法律一一六)
- 4 第六十四条「出願公開」の規定は、国際特許出願には、適用しない。(改正、平二法律三〇、平六法律一一六)
- 5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項「出願審査の請求の特許公報への掲載」、第四十八条の六「優先審査」、第六十六条第三項ただし書「特許公報への掲載」、第二百二十八条「訂正の審判」、第八十六条第一項第一号及び第二号「証明等の請求」並びに第九十三条第二項第一号、第二号、第六号及び第九号「特許公報」中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第九十三条第二項第一号、第二号、第六号及び第九号「特許公報」中「出願公開」と、外国語特許出願にあつては「第八十四条の九第一項「外国語特許出願の国内公表」の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第八十四条の九第一項の国内公表」とする。(改正、平二法律三〇、平六法律一一六、平一〇法律五一)
- 6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第八十六条第一項第一号「証明等の請求」中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)「国際出願」に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。）」とする。(改正、昭六二法律二七、平二法律三〇、平六法律一一六、平一〇法律五一) 関
- 7 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、第九十三条第二項第三号「特許公報」中「出願公開後における」とあるのは、「国際公開がされた国際特許出願に係る」とする。(改正、平二法律三〇、平五法律二六、平六法律一一六)
- (本条追加、昭五三法律三〇)

〔趣旨〕

本条は、外国語特許出願の翻訳文の国内公表の時期及びその方法、国際特許出願についての出願公開の不適用等について規定している。

国際出願は、当該国際出願の指定国のすべてがPCT六四条(3)(a)の宣言を行っている場合（出願人から公開の請求があった場合を除く）を除き、優先日から一年六月を経過した後（出願人から早期公開の請求があったときはその請求の後）速やかにジュネーブで国際公開されることとなっている（PCT二二条）。国際公開は、日本語、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、韓国語又はポルトガル語で作成された国際出願についてはそれらの言語で、それらの言語以外の言語で作成された国際出願については、国際調査機関の責任で作成された英語の翻訳文を公開することとなっている（PCT規則^{48.3}）。したがって、日本語以外の言語で国際公開された国際出願については、その内容について日本語で日本国民に広く知らしめる必要がある。このため外国語特許出願について提出された翻訳文を、特許掲載公報の発行をした外国語特許出願に係るものを除き、国内公表することとしたものである。

国内公表をする時期については、指定官庁は、出願人の明示の請求がある場合を除き、国内書面提出期間内は、国際出願の処理又は審査を行ってはならないこととなっており（PCT二三条、四〇条）、また国内官庁等は、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合を除き、所定の時期までは国際出願について秘密を保持する義務があること（PCT三〇条）から、原則として国内書面提出期間を経過した後に行うこととした。それ以前に出願人の早期公開の請求による国際公開、明示の請求等があることにより翻訳文の国内公表が可能となる場合については、出願公開が優先日から一年六月を経過した後に行われることとの均衡から、一年六月を経過した後に行うこととしていたが、平成十一年の一部改正により、出願公開が優先日から一年六月以内でも行われることがあることとなったから、このような場合にも国内公表を行うこととした。なお、我が国はこれまでPCT六四条(2)(ii)の宣言を行ってきたが、昭和六二年の一部改正

でこれを撤回した。その理由は、一八四条の四の「趣旨」で述べたPCT六四条(2)(a)(i)の宣言を撤回した理由と同じである。これに伴い、国内公表をする時期は、原則として国内書面提出期間経過後となった(国内書面提出期間については一八四条の四の「趣旨」を参照されたい)。

なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願については、国内公表を行う基準となる出願人からの出願審査の請求の提出時期について「国内書面提出期間」を「翻訳文提出特例期間」と読み替えることとした。

二項は、国内公表の場合の特許公報の掲載事項を規定している。国内公表は、国際公開を補完するという性格とともに、国内出願についての出願公開(六四条)と同様の性格をも有しているものであることから、出願公開の場合の掲載事項に対応する事項を掲載することとした。出願公開の場合は、補正後の明細書、特許請求の範囲及び図面が掲載されるのに対し、国内公表の場合は、原則として最初に提出された国際出願の明細書、請求の範囲及び図面の中の説明の翻訳文並びに国際出願日における図面(図面の中の説明を除く)並びに要約の翻訳文が国内公表の対象となる。なお、平成六年の一部改正前は、PCT一九条に基づいてされる補正の翻訳文は国内公表の対象には含めず、一九三条二項の公報掲載事項の中に含めることとし、そのための一九三条二項についての所要の読替えを七項において行っていた。しかしながら、平成六年の一部改正においては、外国語特許出願の場合、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、一九条補正後の請求の範囲の翻訳文を提出できることとしたため、当該翻訳文についても国内公表の対象とするよう改正を行った。

三項は、平成二年の一部改正で追加された規定で、外国語特許出願の要約の翻訳文に記載した事項に不備がある場合について出願公開の場合の規定(六四条三項)を準用している。

四項は、日本語特許出願については、日本語により国際公開が行われ、外国語特許出願については一項の国内公表が

行われるため、出願公開の規定（六四条）は適用しないこととしたものである。

五項は、国際特許出願については四八条の五第一項（出願審査の請求があった旨の特許公報への掲載の時期）、四八条の六（優先審査）、六六条三項ただし書（特許掲載公報の発行の際の要約書に記載した事項の不掲載）、一二八条（訂正の審判による訂正後における明細書又は図面の効果）、一八六条一項一号及び二号（証明等の請求）並びに百九十三条二項一号、二号、六号及び九号（特許公報への掲載事項）の規定の適用に当たっては、これらの規定において出願公開とあるのは、日本語特許出願にあつては国際公開と、外国語特許出願にあつては国内公表と読み替へることとしたものである。

六項は、一八四条の六第一項及び二項の規定により、日本語特許出願の場合は国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約を、外国語特許出願の場合は国際出願の願書、図面（図面の中の説明を除く）と、明細書、請求の範囲、図面の中の説明及び要約の日本語による翻訳文をそれぞれ国内法上の願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書とみなしたことに伴い、一八六条の適用についての外国語特許出願に係る国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面、要約（これらは外国語で作成されている）の取扱いを明確にするため設けられた規定である。これらの書類は国際公開の対象となるものであることから、国際公開がされるまでは、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは証明等の請求をすることができないこととした。

なお、外国語特許出願の願書及び図面の翻訳文の取扱いに関する昭和六〇年の一部改正並びに請求の範囲の翻訳文の取扱いに関する平成六年の一部改正については一八四条の四の「趣旨」を参照されたい。

〔字句の解釈〕

〈二項七号の必要な事項〉特許分類、優先権の主張を伴う場合における第一国の出願年月日等。

（国際公開及び国内公表の効果等）

第一八四条の一〇 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後に、外国語特許出願

については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。(改正、平六法律一一六、平一〇法律五一、平一一法律四一)

2 第六十五条第二項から第六項〔出願公開の効果等〕までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。(改正、平六法律一一六、平二〇法律一一六)
(本条追加、昭五三法律三〇)

〔趣 旨〕

本条は、国際特許出願について国際公開及び国内公表の場合の仮保護について規定したもので、六五条と同趣旨である。

国際公開の効果については、PCT二九条(1)が出願人の権利の保護に関する限り、審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の国内法令が定める効果と同一とすると規定しているが、我が国の場合には出願公開に伴う補償金請求権がこれに該当する。ただし、その効果を生じさせるべき時期については、PCT二九条にいくつかの選択可能な時期が規定されており、諸外国とも各国の現行法の規定に準じた時期を採用するとしている。我が国とし

ても六五条の規定に準ずることとし、国際公開は原則として優先日から一年六月経過した後になされるものであり、出願公開の時期と同じであることから、日本語で国際公開される日本語特許出願については、国際公開後に生じさせることとした。ただし、外国語特許出願の場合には、その出願に係る発明の内容は翻訳文により定まるものであるため、翻訳文の公表時である一八四条の九に規定する国内公表の後に生じさせることとした。

PCTは、指定国の国内法令は国際公開が出願人の請求により優先日から一年六月を経過する前に行われた場合に、国際公開の効果が優先日から一年六月を経過した時からのみ生ずることを定めることができる旨を定めており（PCT二九条③）、我が国の特許法は特許出願の日から一年六月を経過する以前の早期公開を認めていなかったことから、国内出願との均衡を図り、優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がなされた場合であっても、補償金請求権は優先日から一年六月を経過した時以降にしか生じないこととしていた。しかしながら、平成一一年の一部改正において、出願人の請求により優先日から一年六月を経過する以前の早期公開を認めることとしたことに伴い、日本語国際特許出願については、優先日より一年六月を経過する以前に国際公開がなされた場合においても、国際公開後に補償金請求権を生じさせることとした。

なお、平成一〇年の一部改正において、六五条一項の出願公開による補償金請求権の規定の改正に伴い、国際出願の場合の補償金請求権についても、両者の整合性を担保するため、一項における「通常」という文言を削除する改正を行った。

二項は、補償金請求権の行使について、出願公開による補償金請求権を行使する場合の規定を準用することとしたものである。

（在外者の特許管理人の特例）

第一八四条の一 在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時までは、第八条第一項の規定にかかわらず、特許管理人によらないで手続をすることができる。(改正、昭六二法律二七)

2 前項に規定する者は、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならぬ。(改正、昭六二法律二七、平一一法律一六〇)

3 前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなす。

(本条追加、昭六〇法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、在外者（日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者）が、国際出願についてする翻訳文の提出等の手続については、特許管理人（八条）によらずにすることができることとする特例を規定するものである。

現行法では、在外者による翻訳文の提出等の手続は、特許管理人によらなければ認められないが、昭和五九年二月のPCT規則の変更（PCT規則⁵¹）に伴い、翻訳文の提出等の提出期間内は、特許管理人によらず手続をすることを認めることとした。

一項は、在外者である国際特許出願人が、特許管理人によらずに翻訳文の提出等の手続をすることができる期間を規定するものである。この規定は、PCT二七条(7)の規定を明確化するPCT規則51の2.1に基づくものである。

なお、昭和六二年の一部改正により特許管理人によらないで手続をすることができる時期が国内処理基準時と同時期となったため国内処理基準時を用いた規定に改正された。

二項は、第一項の期間満了後一定期間内（経済産業省令で定める期間内）に特許管理人を選任して届け出なければなら

ない旨規定している。なお、昭和六二年の一部改正により、それまでの括弧書き（翻訳文を提出した者に限る）については不要であるとの観点から削除した。

三項は、特許管理人の選任の届出が一定期間内になかった場合、その国際特許出願が取り下げたものとみなされる旨規定している。

〔字句の解釈〕

〈経済産業省令で定める期間〉三月（施規三八条の六の二参照）

（補正の特例）

第一八四条の二二 日本語特許出願については第八十四条の五第一項〔書面の提出〕の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項〔外国語特許出願の翻訳文提出〕及び第八十四条の五第一項〔書面の提出〕の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文〔手続の補正〕の規定にかかわらず、手続の補正（第八十四条の七第二項〔条約第十九条に基づく補正〕及び第八十四条の八第二項〔条約第三四条に基づく補正〕に規定する補正を除く。）をすることができない。（改正、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平六法律一一六）（四）

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定す

〔趣 旨〕

る外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあっては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の翻訳文（同条第二項又は第四項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正〕の規定に基づき補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあっては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあっては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）」とする。（改正、昭六〇法律四一、平五法律二六、平六法律一六、平一一法律四一）

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内（第八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く。）に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。（改正、昭六〇法律四一、平五法律二六、平六法律一六、平一一法律四一）

（本条追加、昭五三法律三〇）

本条は、国際特許出願についてされる補正について、その時期、範囲等の特例を規定したものである。

一項においては、国際特許出願についてされる補正の時期の特例について規定している。一八四条の三第一項の規定により、国際出願日が認められた国際出願であつて指定国に日本国を含むものは、その国際出願日にされた特許出願とみなされることから、そのみなされた効果として受理官庁において国際出願日が認められた国際出願は、その時点から特許法が適用されることとなる。すなわち、特許出願とみなされた国際出願については、そのときから一七条一項の補正が可能となる。しかしながら、国際特許出願が我が国において有効に係属していくためには、所定の期間内に、日本語特許出願の場合にあつては一八四条の五第一項に規定する書面が提出され、一九五条二項に規定する手数料が納付されなければならない。また、外国語特許出願の場合にあつては、一八四条の四第一項に規定する翻訳文（これに代えて同条二項の翻訳文が提出された場合を含む。）及び一八四条の五第一項に規定する書面が提出され、一九五条二項に規定する手数料が納付されなければならない（昭和六二年の一部改正については一八四条の四の「趣旨」参照）。すなわち、所定の期間内に、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は取り下げられたものとみなし（一八四条の四第二項）、書面の提出がなかつたとき、手数料の納付がなかつたとき等は補正命令の対象となり、その補正がされなかつたときは、その国際特許出願は却下される（一八四条の五第二項及び三項）こととなっている。したがつて、国際出願についての国内段階の補正は、前記手続をとり、その国際出願についての我が国に対する手続が確定したと認められる以後でなければならぬこととした。

二項は、外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲の特例について規定したものである。

平成五年の一部改正前は、外国語特許出願に係る補正が要旨変更であるか否かを判断する際の基準（旧四一条）を国際出願日時点の明細書と翻訳文の双方に記載した事項である旨を規定（旧三項）するとともに、その規定にかかわらず、

審査官は翻訳文に基づき要旨変更を判断し、補正却下を行うことを規定していた(旧四項)。

しかしながら、平成五年の一部改正において、従来の要旨変更の規定を廃止し、補正は「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしななければならない」旨を新たに規定したため、外国語特許出願の処理について我が国では翻訳文をその基礎としており(一八四条の六第二項)、実際の審査は、翻訳文に基づいて行われることから、審査官は翻訳文に基づき新規事項であるか否かの判断を行う旨を規定した。本項は、これを中心に改正し、平成六年の一部改正により新たに規定された一七条の二第二項(誤訳訂正書の提出)の読替規定を置くとともに、同条第三項(明細書又は図面について補正ができる範囲)についても、PCTに基づく一九条補正による補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にはその翻訳文を基準として新規事項であるか否かの判断を行うこと等の読替えを追加したものである。

なお、本項とは別に、願書に添付した明細書等に記載した事項が国際出願日時点の明細書等に記載した事項の範囲内がないときは、拒絶の理由及び特許の無効理由(一八四条の一八)となる。

また、平成一四年の一部改正において、三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項にも同様の修正が加えられた。

三項は、国際特許出願についての願書に添付した要約書の補正の基準日を、PCT二条(x)に定義された優先日(一八四条の四第一項の優先日)と定め、その優先日から一年三月以内に限り、補正ができることとしたものである。

なお、平成一一年の一部改正において、早期国際公開がなされ、かつ、翻訳文の提出及び出願審査の請求がなされた外国語特許出願については、優先日から一年三月以内であっても公表されることとなったため、そのような外国語特許出願については、国内出願と同様優先日から一年三月以内であっても要約書の補正をすることができないこととした。

(特許原簿への登録の特例)

第一八四条の二の二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項〔書面の提出及び補正命令〕の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項〔外国語でされた国際特許出願の翻訳文〕及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号〔特許原簿への登録〕の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができない。

(本条追加、平二〇法律一六)

〔趣 旨〕

本条は、平成二〇年の一部改正により追加されたものであり、国内段階の手続に移行する前の国際出願については仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることはできないことを規定したものである。

国際出願は、指定国に日本を含むものはその国際出願日にされた特許出願とみなされ、その時点から特許法が適用されるが(一八四条の三第一項)、国内段階の手続に移行する前においては、最終的に我が国において出願が有効に係属しない可能性があること、及び当該国際出願に係る書類が未だ我が国特許庁に存在しない出願について対象を特定して管理することは困難であること等の事情を踏まえ、国際出願に係る仮専用実施権又は仮通常実施権の登録については、国内段階移行後からこれを認めることとしたものである。

(特許要件の特例)

第一八四条の一三 第二十九条の二〔特許の要件〕に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願(第八四四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項〔翻訳文末提出による取下げ〕の規定により取り下げられたものとみなされた第八四四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。)であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第八四四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(本条追加、平六法律一一六、改正、平一四法律二四)

〔趣 旨〕

本条は、第二十九条の二に規定する他の出願がPCTに基づく国際特許出願又は国際実用新案登録出願である場合の特例について規定したものである。

本条は、昭和五三年の一部改正で追加され、昭和六〇年の一部改正で修正された二九条の二第二項を平成六年の一部改正において改正し条文移動したものであるが、その趣旨は次のとおりである。

(1) 特許協力条約に基づく国際出願は、国際出願日が認められると各指定国において国際出願日から正規の国内出願としての効果を有するものとなり、国際出願日は各指定国における実際の出願日とみなされること（PCT 二一条）及び国際出願は優先日から一年六月を経過した後速やかに国際公開されること（PCT 二二条）から国際公開をもって出願公開に代えることとし、出願公開の対象とはしないこととしたこと（一八四条の九第四項）から、我が国を指定国に含む国際出願であつて国際公開がされたものについては、その国際出願日以降の後願を拒絶することを認めることとしたものである。

(2) ただし、従来の規定では、外国語特許出願については、出願翻訳文に記載されていない事項については国際出願当初から記載されていなかったものとみなしていた（旧一八四条の四第四項）ことから、外国語特許出願が二九条の二に規定する他の出願（先願）である場合に、後願を排除できる範囲は、その外国語特許出願の国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面中の説明に限る。）に記載された発明であつて、これらの書類の出願翻訳文に記載された発明又は国際出願日における図面（図面中の説明を除く。）に記載された発明とされ、外国語実用新案登録出願についても同様の取扱いとされていた。しかし、平成六年の一部改正において、外国語書面出願については外国語書面に記載された発明について後願を排除できるとしたため、外国語特許出願及び外国語実用新案登録出願についても、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案について後願を排除できるとした。

なお、第二九条の二において規定する他の出願（先願）として取り扱われるのは、外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願のうち我が国に明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されたものに限られ、これらの翻訳文を提出せず、一八四条の四第三項又は実用新案法四八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた出願は、次の理由により二九条の二の規定の適用からは除外することとした。

(1) PCTに基づき我が国を指定国とする国際出願は、正規の国内出願としての効果を有することになるが、その効果を我が国において維持することが手続的に確定されるのは、翻訳文提出及び手数料の納付等の所定の手続をした時点であること。

(2) 二九条の二は、三九条の規定により先願が後願を排除できる範囲を拡大させる効果を与える規定でもあるが、我が国に対し翻訳文を提出しない外国語特許出願は、三六条二項に規定する願書に添付した明細書等が存在しないため、三九条の先願としての地位を有しておらず、こうした出願に対してまで拡大した先願の地位を与えることは適当でないと考えられること。

また、旧二九条の二第二項においては、外国語特許出願だけでなく、旧一八四条の一六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願等についての特例についても規定していたが、このみなし国際出願の特例については一八四条の二〇において規定することとし、本条からは削除した。

さらに、平成一四年の一部改正において、三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

(発明の新規性の喪失の例外の特例) 関

第一八四条の一四 第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明が第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(本条追加、昭六〇法律四一、改正、昭六二法律二七、平一一法律四一、平一一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、国際特許出願に係る発明について、新規性の喪失の例外規定の適用を受ける際の申立て及び証明書の提出期間を、特例として定めるものである。

昭和五九年二月のPCT同盟総会におけるPCT規則の変更(PCT規則51の2)により、新規性の喪失の例外規定等の国内的要件については、国内段階に入った後にその要件を満たすための機会を出願人に与えることになった。改正前の法制では、国際特許出願の場合であっても国内出願と同様に発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受ける旨の書面は出願と同時に提出し、その証明書の提出期間は、出願日から三〇日以内とされており、国際特許出願の場合適用を受けることが事実上困難であった。

そこでPCT規則の変更に伴い本条を創設し、国際特許出願については、発明の新規性の喪失の例外規定の適用のための申立て及び証明書の提出期限を、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で規定する一定期間内とすることとした。これにより、国際特許出願の場合、発明の新規性の喪失の例外規定の適用が容易に受けられることとなった。

なお、昭和六二年の一部改正により、証明書の提出期限が国内処理基準時と同時期とされたため、国内処理基準時を用いた規定に改正された。

また、平成一一年の一部改正において、三〇条四項が改正されたことに伴い同様の改正を行った。

〔字句の解釈〕

〈経済産業省令で定める期間〉三〇日(施規三八条の六の三参照)

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

- 第一八四条の一五 国際特許出願については、第四十一条第一項ただし書及び第四項並びに第四十二条第二項の規定は、適用しない。(改正、平五法律二六、平二〇法律一六)
- 2 日本語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。(改正、平五法律二六)
- 3 外国語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。(改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一四法律二四)
- 4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」

とあるのは「については千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。(改正、昭六二法律二七、平五法律二六、平一四法律二四)

(本条追加、昭六〇法律四一、改正、平五法律二六)

〔趣旨〕

本条は、国際特許出願について、四一条に規定する特許出願等に基づく優先権の主張の特例を規定したものである。PCTに基づく国際出願であつて日本国を指定国として含むもの(特許出願に係るものに限る)は、その国際出願日にされた特許出願(国際特許出願)とみなされるので、この国際出願による特許出願は、本法等に特段の定めがない限り、特許出願として本法等の規定の適用を受けることとなり、四一条の規定についても同様である。

このように、国際出願について特許出願等に基づく優先権制度が導入され、国際出願においてPCT八条(2)(b)に規定するいわゆる自己指定の効果が認められることとなった。自己指定とは、一又は二以上の特許出願又は実用新案登録出願(国内出願に限られる)、あるいは日本国のみを指定国として含む国際出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際出願において、日本国を指定国として含めることを言う。このような自己指定の効果及び条件はPCT八条(2)(b)により国内法令の定めるところによることとされており、これに対応するものが四一条及び本条である。

なお、自己指定以外の場合、つまり日本及び日本以外のPCT加盟国を含む国際出願を基礎として優先権の主張を伴う国際出願に日本国を指定国として含む場合は、PCT八条(2)(b)の規定により、パリ条約四条の定めるところとなる。

一項は、国際特許出願において四一条に規定する優先権の主張の手続及び主張の取下げは、PCT及びPCT規則の規定によるため、四一条一項ただし書及び四項並びに四二条二項の規定は適用しない旨を規定している。

国際出願についての優先権の主張の手続は、PCT規則の定めるところによるものとされており（PCT八条(1)、PCT規則では優先権の主張の手続について種々の規定が設けられている（PCT規則4.1(b)(i)、4.10）。そこで、優先権の主張の手続を定めている四一条四項の規定は国際特許出願については適用しないこととしている。したがって、国際特許出願についての四一条一項の優先権の主張は、国際出願の願書において行うこととなる。なお、PCT規則17.1において、出願人が優先権書類を提出しない場合には、指定国はその優先権の主張を無視することができるとされているが、我が国は四一条一項の優先権の主張については優先権書類の提出を義務付けていないことから、優先権書類は不要である。

また、国際特許出願についての優先権の主張の取下げは、PCT規則90の2.3に規定されていることから、四二条二項の規定は適用されない。したがって、優先権の主張の取下げは、優先日から三〇月を経過する前はいつでも取り下げることができることとなる。なお、優先権の主張の基礎とされた特許出願又は実用新案登録出願はその出願の日から一年三月を経過した時に取り下げられたものとみなされるので、その後その優先権の主張を取り下げても、当該先の出願が復活することはない。

なお、平成二〇年の一部改正において、四一条一項の規定による優先権の主張については、先の出願について仮専用実施権又は登録された仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得ることとされたが、国際特許出願について四一条一項の規定による優先権を主張する場合には、これらの者の承諾を得る要件を課さないこととした。これは、PCTの制約上、条約に基づく国際出願の形式又は内容について条約に定める要件以外の要件を要求してはならないとされていること（PCT二七条(1)）、及び仮専用実施権者等の承諾を要件としたとしても受理官庁が日本国でない

限り実務上承諾があったかどうかの確認をする術がないといった理由による。

二項は、四一条一項の優先権の主張を伴う日本語特許出願についての四一条三項の適用については、日本語特許出願は出願公開を行わないこととしていることから（一八四条の九第四項参照）、出願公開を国際公開に読み替えて適用するものである。

三項は、四一条一項の優先権の主張を伴う外国語特許出願についての四一条三項の規定の適用については、外国語特許出願の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面によって定めるとともに、出願公開を国際公開に読み替えて適用するものである。

四項は、四一条一項の優先権の主張の基礎となる先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願である場合に、四一条一項から三項までと四二条一項の適用について所要の読替えを規定している。

(1) 国際出願について、特許法上の願書に最初に添付した明細書、請求の範囲又は図面に相当するものは、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面であることから、四一条一項および二項で「願書に最初に添付した明細書、請求の範囲又は図面」とあるのを「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と読み替えて適用するものである。これは、四一条一項の優先権の主張の基礎となる発明は、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されている発明であり、日本語国際出願だけでなく、外国語国際出願についても国際出願日における原語で作成された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された発明である。この取扱いは、パリ条約四条に規定する優先権と同様である。

(2) 四一条三項の「先の出願の願書に最初に添付した明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは、「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又

は「図面」と読み替えるのは、前記(1)と同様の理由である。このことは、優先権主張の効果として二九条の二(実三条の二)の規定により後願を排除できる発明又は考案は、日本語国際出願だけでなく、外国語国際出願についても国際出願日における原語で作成された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案である。

(3) 国際出願については、出願公開は行われず、それに代わるものが国際公開であることから、出願公開とあるのは国際公開と読み替えて適用されるものである。

(4) PCT二三条、四〇条の規定を考慮し、四一条一項の優先権の主張の基礎とされた国際特許出願または国際実用新案登録出願のみなし取下げの時期を調整するため、四二条一項の「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのを「第百八十四条の四第四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」と読み替えて適用するものである。

なお、昭和六二年の一部改正により、国際特許出願又は国際実用新案登録出願のみなし取下げの時期が国内処理基準時と一致することとなったため国内処理基準時を用いた規定に改正された。

なお、従来の五項では、四一条一項の優先権の主張の基礎とされた先の出願が旧一八四条の一六第四項又は実旧四八条の一四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願である場合における所要の読替えを規定していたが、平成六年の一部改正において、これらの規定は一八四条の二〇において規定することとし、五項は削除した。

また、平成一四年の一部改正において、三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

〔出願の変更の特例〕

第一八四条の一六 実用新案法第四十八条の三第一項〔国際出願による実用新案登録出願〕又は第四十八条の十六第四項〔決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願〕の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項〔明細書等の効力〕の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項〔書面の提出〕、同法第四十八条の四第一項〔外国語実用新案登録出願の翻訳文提出〕の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（本条追加、昭五三法律三〇、改正、昭五九法律二三、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律一六）

〔趣旨〕

本条は、国際実用新案登録出願の出願の変更の特例を定めたものである。

国際実用新案登録出願は国際出願日にされた実用新案登録出願であるから、国際出願日から我が国において出願の変更が可能となるが、出願変更が認められるには、当該出願が我が国において手続的に確定している必要がある。国際実用新案登録出願が手続的に確定するためには、日本語実用新案登録出願にあつては、実用新案法四八条の五第一項の書面を提出し、かつ、実用新案法五四条二項の規定により納付すべき手数料を納付し、外国語実用新案登録出願にあつては実用新案法四八条の四第一項の翻訳文（これに代えて同条二項の翻訳文が提出された場合を含む。）及び実用新案法四八条の五第一項の書面を提出し、かつ実用新案法五四条二項の規定により納付すべき手数料を納付しなければならない。

また、実用新案法四八条の一六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同様の理由により、同条一項の申出の際に手数料及び外国語でされた国際出願にあつては翻訳文を提出して前記手数料納付等に相当する手続がすでになされているので、特許庁長官による当該申出についての決定以後とした。

(出願審査の請求の時期の制限)

第一八四条の一七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項〔書面の提出〕、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項〔外国語特許出願の翻訳文提出〕及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間(第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間)の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。
(本条追加、昭五三法律三〇、改正、昭五九法律二三、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平一四法律二四)

〔趣 旨〕

本条は、国際特許出願についての出願審査の請求の特例を規定したものである。出願審査の請求については、四八条の三によれば、特許出願の日から三年以内に行う旨規定されている。国際特許出願は国際出願日になされた特許出願であるから、国際出願日から我が国において出願審査の請求が可能となるが、出願審査の請求を認め、出願審査を開始するためには、当該出願が我が国において手続的に確定している必要がある。国際特許出願が手続的に確定するためには、日本語特許出願にあつては一八四条の五第一項の書面を提出し、かつ、一九五条二項の規定により納付すべき手数料を納付し、外国語特許出願にあつては一八四条の四第一項の翻訳文(これに代えて同条二項の翻訳文が提出された場合を

含む。)及び一八四条の五第一項の書面を提出し、かつ、一九五条二項の規定により納付すべき手数料を納付しなければならぬことから、それらの手続の後でなければ出願人は出願審査の請求をすることができないこととしたものである。

出願人以外の第三者による出願審査の請求については、国際出願は出願人からの明示の請求がある場合を除き、国内書面提出期間(昭和六二年の一部改正については、一八四条の四の「趣旨」参照)が経過するまでは、締約国の国内官庁は処理または審査を開始してはならないこととなっている(PCT二三条、四〇条)ことから、それに合わせて時期を制限したものである。

なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願については、出願人からの出願審査の請求の提出時期について、翻訳文提出特例期間の経過後とした。

(拒絶理由等の特例)

第一八四条の一八 外国語特許出願に係る拒絶の査定及び特許無効審判については、第四十九条第六号〔拒絶の査定〕並びに第二百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第六号及び第二百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(本条追加、昭五三法律三〇、改正、昭六〇法律四一、平六法律一一六、平一四法律二四、平一五法律四七)

本条は、外国語特許出願の拒絶及び無効理由の特例について規定したものである。

外国語特許出願については、外国語で作成された出願書類の日本語による翻訳文の提出が義務付けられており、その翻訳文に記載される内容は、翻訳文の性格からして、本来外国語で作成された出願書類に記載される内容と同じであるはずであるが、外国語書面出願の場合と同様に、翻訳文に記載された事項が外国語で作成された出願書類に記載された事項と異なる場合も想定されうることから設けられたのが本条である。

従来外国語特許出願については、願書に添付した明細書及び図面とみなされた翻訳文をもとに審査を行うこととされていたが、翻訳文中に国際出願日における明細書等に記載されていない発明が含まれている場合を、特許出願の拒絶理由としておらず、「国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面に記載されている発明以外の発明」について出願公告又は特許がされたときは、これを異議又は無効理由としていた（旧一八四条の一四、旧一八四条の一五）。

このように特許異議の申立てあるいは特許の無効の審判の請求があった場合に限り拒絶することとしたのは、次のような理由による。

- (1) PCTでは、本来、翻訳文は外国語で作成された出願書類と一致するものであるとの前提のもとに、審査段階における翻訳文の取扱いについてはなんら明文の規定をしていないが、翻訳文のみに基礎をおくこととすることができることがPCT四六条の注解等により国際的に了解されていること。
- (2) 外国語で作成された出願書類とその翻訳文とが異なるケースは、翻訳文提出者の不注意による場合等きわめてまれであると予想され、そのようなまれなケースを予想して、翻訳文の国内公表をする以前にすべての外国語特許出願について外国語で作成された出願書類と翻訳文とを照合することは非現実的であり、審査請求制度の導入の趣旨とも合致しないこと。
- (3) 審査段階において、審査官に外国語で作成された出願書類と翻訳文との照合を法的に義務付けることは、外国語

特許出願は多種類の言語でされていること等から、審査実務上極めて困難なことを強いることとなること。

しかしながら、平成六年の一部改正においては、外国語書面出願において、外国語書面に記載されていない事項が願書に添付した明細書又は図面に追加されている場合を拒絶、異議又は無効理由としたこと（四九条参照）に伴い、外国語特許出願についても、新たに本条において、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にならない場合を拒絶、異議又は無効理由とすること等の読替えを規定した。

なお、これに伴い、前述の外国語特許出願固有の異議理由（旧一八四条の一四）及び無効審判とは独立して設けられていた外国語特許出願固有の理由に基づく特許の無効審判（旧一八四条の一五）は廃止された。

平成一四年の一部改正に伴い、形式的な修正が加えられた。

平成一五年の一部改正において、特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、該当箇所を削除した。

（訂正の特例）

第一八四条の一九 外国語特許出願に係る第三百三十四条の二第一項〔特許無効審判における訂正の請求〕の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第二百二十六条第三項〔訂正審判〕中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

（本条追加、平六法律一一六、改正、平一五法律四七）

本条は、外国語特許出願に係る特許について訂正ができる範囲について規定したものであり、平成六年の一部改正において新設された規定である。外国語特許出願に係る特許についても、外国語書面出願に係る特許の訂正と同様の範囲で、訂正審判又は無効審判の手続中における特許の訂正ができるよう所要の読替えを規定した。

本条の規定により、外国語特許出願に係る特許について、誤記又は誤訳の訂正を目的として特許の訂正をする場合は、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において特許の訂正が認められることになる。

なお、本条においては訂正審判についての一二六条三項の規定のみを読み替えているが、一三四条の二第五項において一二六条三項を準用しているため、無効審判の手続中における特許の訂正についても、本条において読み替えた訂正審判と同様の範囲で訂正が認められることになる。

平成一五年の一部改正において、特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、該当箇所を削除した。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

第一八四条の二〇 条約第二条(vii)の国際出願の出願人は、条約第四条(1)(ii)〔願書〕の指定国に日本国を含む国際出願(特許出願に係るものに限る。)につき条約第二条(vii)の受理官庁により条約第二十五条(1)(a)〔指定官庁による検査〕に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第二条(vii)の国際事務局により条約第二十五条(1)(a)に規定する認定がされたときは、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。(改正、平一一法律一六〇)

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、明細書、請求の範囲、図面(図面の中の

説明に限る。)、要約その他の経済産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。(改正、昭六〇法律四一、平二法律三〇、平一一法律一六〇)

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた特許出願とみなす。

5 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第六十四条第一項中「特許出願の日」とあるのは「第八十四条の四第一項の優先日」と、同条第二項第六号中「外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「外国語書面及び外国語要約書面」とあるのは「第八十四条の二十四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする。(改正、平六法律一一六)

6 第八十四条の三第二項〔国際特許出願についての四三条不適用〕、第八十四条の六第一項及び第二項〔国際出願に係る願書、明細書等の効力等〕、第八十四条の九第六項〔証明等の請求〕、第八十四条の十二から第八十四条の十四まで〔補正の特例、特許要件の特例等〕、第八十四条の十五第一項、第三項及び第四項〔特許出願等に基づく優先権主張の特例〕並びに第八十四条の十七から前条まで〔出願審査の請求の時期の制限、拒絶理由等の特例、訂正の特例〕の規定は、第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に必要な技術的読替えは、政令で定める。(改正、平六法律一一六)

〔趣旨〕

本条は、PCT二五条の規定による指定官庁における検査についての我が国における手続、取扱いについて定めたものである。受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合若しくは国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又は国際事務局がPCT一二条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったと認定した場合について、PCTは、国際出願の出願人がそれらの宣言等について不服がある場合は、それらの宣言等を行った受理官庁又は国際事務局に対して不服を申し立てるのではなく、権利を取得しようとする各指定官庁に対し、国内手数料の納付、翻訳文の提出等を行うことにより、それらの宣言等がPCT及びPCT規則に照らし正当であるか否かについて決定を求めることができることとなっている。その結果、指定官庁がその拒否若しくは宣言が受理官庁の過失の結果であり、又はその認定が国際事務局の過失の結果であると認めた場合には、当該国際出願を、当該指定官庁に係る国における効果に関する限り、このような過失の結果が生じなかったものとして取り扱うこととなっている（PCT二五条）。

一項は、指定国に日本国を含む国際出願について、受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合若しくは当該国際出頭は取り下げられたものとみなす旨の宣言をした場合又は国際事務局がPCT一二条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったと認定した場合においては、当該国際出願の出願人は、特許庁長官に対し、経済産業省令で定める期間内にPCT二五条の検査を申し出ることができる旨明定したものである。ここで経済産業省令で定める期間内といっているのは、PCT二五条(2)(a)に規定する期間であり、具体的にはPCT規則51.3で規定している宣言等の出願人に対する通知の日から二月のことである。

二項は、外国語でされた国際出願について検査の申出をする者は、明細書、請求の範囲、図面の中の説明、要約その

他の経済産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない旨を規定している（図面の翻訳文に関する昭和六〇年の一部改正および要約の翻訳文に関する平成二年の一部改正については、一八四条の四の〔趣旨〕参照）。経済産業省令で定める国際出願に関する書類としては、例示に掲げられている書類のほかに、国際出願に関し、出願人から提出された一切の書類及び受理官庁等から出願人に対し出された一切の書類が含まれる。なお、一項又は二項の規定によりされた検査の申出に係る手続に方式上の瑕疵、手数料の不納等の事由があった場合には、その手続は一七条三項の規定による補正命令の対象となり、その命令に対し補正がされなかったときは、一八条の規定により申出手続の却下として処理されることとなる。

三項は、特許庁長官は、検査の申出があったときはその申出に係る拒否、宣言又は認定がPCT及びPCT規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をする旨を規定したものである。

四項は、三項により特許庁長官がその申出に係る拒否等が正当でない旨の決定をしたときは、その国際出願は、その国際出願につきその拒否等がなかったものとした場合において国際出願日となったものと認められる日にされた特許出願とみなす旨を規定している。したがって、検査の対象となる国際出願は、検査によって受理官庁等による拒否等が正当でない旨の決定がされるまでは国内法上の特許出願とはみなされず、正当でない旨の決定がされてはじめて遡及して国内法上の特許出願とみなされることとなる。

また、検査の結果特許出願とみなされた国際出願（以下「検査特許出願」という）にあつては、拒否、宣言または認定があつた以降は国際出願として取り扱われないため、国際公開がされることもない。したがって、検査特許出願については、六四条（出願公開）の規定を適用除外とすることなく、そのまま適用することとし、必要な事項の読替えを五項において行った。

六項は、検査特許出願については特許法の規定が適用されることとなるが、その適用に当たっては、一八四条の三第

一項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての特例規定とほぼ同様の特例規定を設ける必要があるため、その特例規定のうちから必要なものについて準用することとしたものである。なお、従来は本項（旧五項が移動）において準用した規定についての具体的な読替えを規定していたが、これらの読替えについては、技術的な内容であるため、平成六年の一部改正において政令で定めることとした（施令一七条参照）。

〔字句の解釈〕

- 1 〈経済産業省令で定める期間〉PCT規則51.1に規定するPCT二五条(1)(a)に規定する拒否等の出願人に対する通知の日から二月（施規三八条の七参照）
- 2 〈経済産業省令で定めるところにより〉申出に係る様式（施規三八条の八参照）
- 3 〈経済産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文〉出願人が国際事務局又は受理官庁に提出した書類及びそれらの機関が出願人に対し行った処分に係る書類の翻訳文（施規三八条の九参照）